



川西薩地区2市4町4村

川内市・串木野市・樋脇町・入来町・東郷町・祁答院町
里村・上甌村・下甌村・鹿島村

任意合併協議会だより

2002
第2号
平成14年11月号

発行責任者：川西薩地区任意合併協議会／会長 森 卓 朗／編集：川西薩地区任意合併協議会事務局 川内市神田町3番22号
TEL.0996-23-5111 FAX.0996-22-6295 E-mail ssg@sendai-net.jp ホームページアドレス <http://www.senseisatu-gappei.kagosima.jp/>



川内市のおおとり荘で開かれた任意合併協議会の第3回会議

法定合併協議会設置へ

12月25日に川西薩地区2市4町3村

川西薩地区任意合併協議会の第三回会議は十一月十八日、川内市内で開かれました。協議の結果、川内市、串木野市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甌村、鹿島村の二市四町三村で十二月二十五日に法定合併協議会を設置させることで合意。下甌村は参加を留保しました。

会議には森会長・委員の計三十九名中、下甌村(三名)を除く三十六名が出席。法定合併協議会の規約(案)、平成十四年度事業計画(案)、同年度歳入歳出予算(案)、事務事業の一元化調整方針(案)、新市まちづくり計画の策定方針(案)が原案通り承認されました。

第二回会議(十一月八日)では、第三回会議で各市町村が法定合併協議会への参加について意向表明することを申し合わせていましたが、下甌村からは事前に「村長が十一月十四日に辞任し、十二月に村長・村議選があるため、合併問題については新しい議員と村長が民意を把握してから判断することになる。法定協への参加は留保させていただきたい」との連絡がありました。

第四回会議は十二月二十五日に川内市内で開かれ、任意合併協議会の解散、法定合併協議会の設置が予定されています。

合併方式は新設合併

第2回会議を開催（11月8日）

任意合併協議会の第二回会議は十一月八日、串木野市内で開かれました。会議では、合併方式は新設合併（いわゆる対等合併）とすることや、新市名称は公募することなどが承認されました。

◆**合併の方式**
「新設合併」を基本に協議を進めることとする。

◆**合併の目標期日**
平成十六年十月とする。

◆**新市の名称の決定方法**
法定合併協議会設立後、協議会委員から選考委員を選出し、早い時期に公募を行い、公募結果をもとに協議を進めることとする。

◆**新市の事務所（本庁）の位置**

新庁舎建設までの間は、川内市神田町三番二二号（現在の川内市役所の位置）とし、支所、出張所の取り扱いについては、地方自治法第一五五条に基づき、関係市町村に置くことを基本に協議を進めることとする。

（参考）

【**地方自治法第4条**】

一 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。
二 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当たっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。



↑ 串木野市のシーサイドガーデンさのさで開催された第2回会議

第3回会議の議決事項

第二条 この協議会は川西薩地区法定合併協議会と称する。

第三条 この協議会は次に掲げる事務を行う。

- ① 関係市町村の合併に関する協議
- ② 法第五条の規定に基づく市町村建設計画の作成
- ③ 関係市町村の合併に必要な調査研究
- ④ 前三号に掲げるもののほか、関係市町村の合併に関し必要な事項

第七条 委員は次の者（会長を除く）をもつて充てる。

- ① 関係市町村の首長及び助役
- ② 関係市町村の議会の議長及び関係市町村の議員のうち当該議長が指名した者一名
- ③ 関係市町村の長が協議して定めた学識経験を有する者十八名以内

任意合併協議会の第三回会議（十一月十八日）で承認された議決事項と協議事項は次の通りです。

議決事項

◆**法定合併協議会の規約案（抜粋）**

第一条 川内市、串木野市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甕村及び鹿島村（以下「関係市町村」という。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二五二条の二第一項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和四〇年法律第六号。以下「法」という。）第三条第一項の規定に基づき合併協議会（以下「協議会」という。）を置く。

この規約は、平成十四年十二月二十五日から施行する。

◆**法定合併協議会の平成14年度予算案**

▽歳入の部 二千三百四十四万九千円（構成市町村負担金のみ）
▽歳出の部 二千三百四十四万九千円（協議会会議費、幹事会会議費、小委員会会議費、事務局運営費、まちづくり計画策

定事業費、事務事業調整事業費、広報広聴事業費など)

◆事務事業一元化調整方針(案)

調整の目的、基本的な事項、事務事業の調整方針、調整方針の分類など。

◆新市まちづくり計画の策定方針(案)

計画の趣旨、計画の構成、計画の期間、計画の内容に関する「新市まちづくり計画の策定方針」と「新市まちづくり計画の策定体制」。

協議事項

◆任意合併協議会の解散と決算

川西薩地区任意合併協議会は川西薩地区法定合併協議会の設置当日をもって、出納の決算・監査を除く任意合併協議会のすべての活動を停止し、規約を廃止し、解散する。

◆法定合併協議会委員の学識経験者の取り扱い

関係市町村がそれぞれ一名から二名を推薦することとする。全体で十八名以内。

◆法定合併協議会まちづくりフォーラム委員の取り扱い

関係市町村がその年齢層、専門分野、女性の登用等を考慮して、それぞれ一名から五名を推薦することとする。全体で四十五名以内。

(仮称)川西薩地区法定合併協議会
平成14年度事業計画(案)

期間	協議会会議	その他の業務
12月	法定協議会規約施行(12/25予定) ○法定協議会設置会議 (・規約の確認 ・会長、副会長選任) 第1回会議(12/25予定) ・委員委嘱状の交付 ・会議運営規程について事前協議 ・監査委員の選任について事前協議 ・平成14年度事業計画(案)予算(案)	
1月	第2回会議(1/14予定) ※新市名称候補選定小委員会の設置 ・事務事業一元化調整方針(案) ・新市まちづくり計画の策定方針(案)	(1/9 第1回幹事会予定) ・協議会各専門部会・分科会の発足 ・事務事業一元化に係る調整個表(比較表)の作成 ・電算現況調査の分析 ・「プロジェクト会議」設置 ・「プロジェクトワーキング会議」設置 ・「まちづくりフォーラム」設置 ・県事業の調整 ・実施計画事業の調整 ※新市名称候補選定小委員会の開催 ・「協議会だより」第1号発行
2月	第3回会議(2/13予定) ※新市名称公募方法等の承認 ・各規程の報告 幹事会規程、専門部会規程、事務局規程、財務規程、委員等の報酬及び費用弁償に関する規程、会議録等閲覧に関する要綱等	(2/6 第2回幹事会予定) ・事務事業一元化に係る調整項目分類の検討 ・「プロジェクト会議」開催 ・「プロジェクトワーキング会議」開催 ・「まちづくりフォーラム」開催 ・県事業の調整 ・実施計画事業の調整 ・各種団体への説明 ・「協議会だより」第2号発行 (2/27 第3回幹事会予定)
3月	第4回会議(3/27予定) ・平成15年度事業計画(案) ・平成15年度予算(案) ・合併協定項目(項目名及び項目数)(案)の提案	・事務事業一元化に係る調整項目のすり合わせ着手 ・「プロジェクト会議」開催 ・「プロジェクトワーキング会議」開催 ・「まちづくりフォーラム」開催 ・県事業の調整 ・実施計画事業の調整 ・「協議会だより」第3号発行

新市まちづくり計画の策定に向けて

計画の策定方針

計画の趣旨

新市のまちづくりを総合的かつ効果的に推進することを目的とし、本計画を実現することにより、関係市町村の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と新市全体の均衡ある発展を図る。

計画の構成

新市を建設していくための「基本方針」及びこれを実現するための「基本計画」、「実施計画」、公共施設の統合整備及び財政計画を中心に構成。

計画の期間

主要事業、公共施設の統合整備及び財政計画は、合併後、おおむね十年程度の期間について定める。

計画の内容

- ・ 将来を見据えた長期的視野に立つ。
- ・ 基本計画並びに実施計画は、各地域の課題を把握し、その特性を生かしながら、ハード、ソフト両面にわたり効果的な事業の展開を図る。
- ・ 公共施設の統合整備は、関係市町村の住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域のバランス、財政事情を考慮しながら逐次実施する。

- ・ 財政計画は、新市において健全な財政運営が行われるよう十分留意して策定する。
- ・ 住民意向を十分に踏まえるとともに、合併の効果の最大活用及び合併に伴う懸念事項への適切な対応に、十分留意して策定する。

計画の策定体制

まちづくりプロジェクト会議

企画、財政、総務、自治振興担当課長で構成。基本方針、基本計画、実施計画の各素案をまとめる。

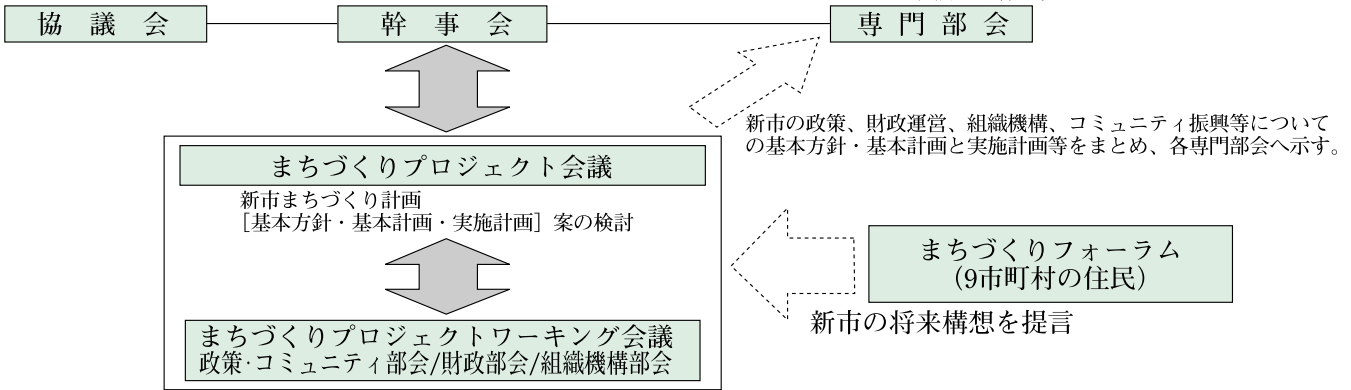
まちづくりプロジェクトワーキング会議

企画、財政、総務、自治振興担当係長等で構成。基本方針、基本計画、実施計画の素案策定を行う。

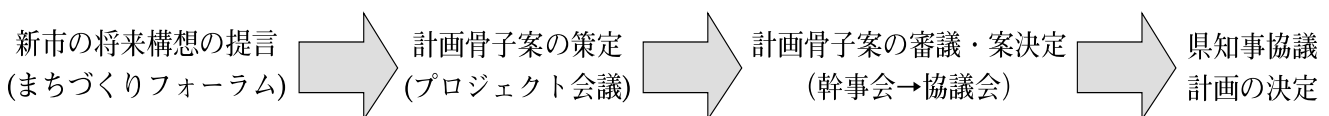
まちづくりフォーラム

各市町村から五名以内ずつ選出された住民代表で構成。住民参画の一環として新市の将来の姿を検討、協議会に対して新市のまちづくりの「将来構想」等について提言を行う。

組織(案)イメージ



新市まちづくり計画策定手順



※計画→まちづくりの基本方針、基本計画及び実施計画で構成

事務事業の一元化に向けて

調整の目的

関係市町村の異なる行政サービスや負担水準を統一するため、現在実施している事務事業・制度等を比較し、住民生活に及ぼす影響などを検討し、一本化するための調整案を協議する。この際、合併のメリットは生かし、デメリットについては解消を図る視点が大切である。

基本的な事項

・関係市町村のこれまでのまちづくりの歴史に配慮しつつ、合併後も現行通り存続させるもの、一元化を図るもの、廃止するものを区分。その中で、一元化を図るものについては、統合するものと再編するものを区分する。(内容によっては、経過措置をとる場合もある。)

・一元化を図るもの、廃止するものについては、合併時から実施するものと合併後一定期間において実施するものに区分する。

合併協定項目協議の原則

- 事務事業の調整に当たっては、次の基本的な方針に基づき調整する。
- ①住民生活に支障のないよう速やかな一体性の確保に努める。
 - ②行政サービス及び住民福祉の向上に努める。

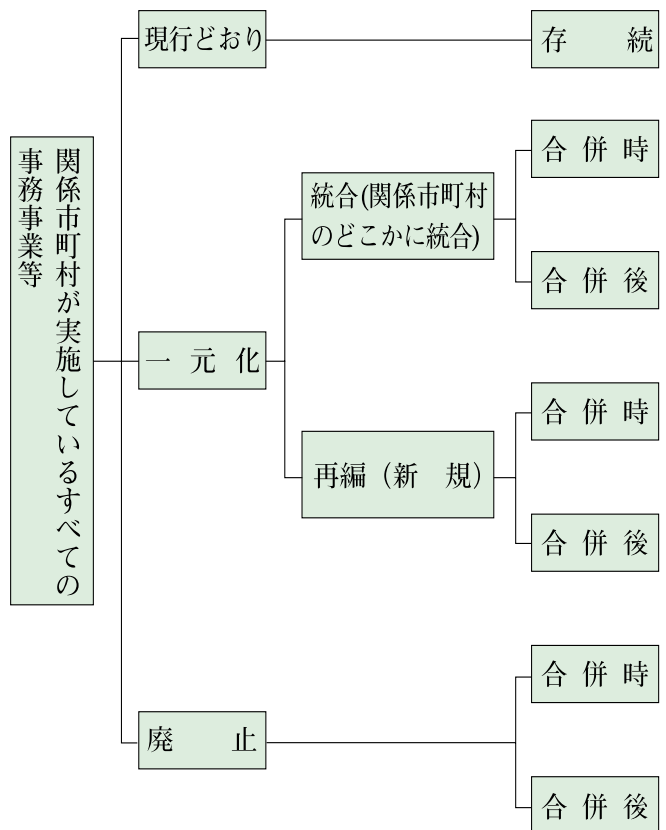
- ③負担公平の原則に立ち、行政格差を生じないように努める。
- ④新市において健全な財政運営に努める。
- ⑤行政改革の観点から、事務事業の見直しに努める。
- ⑥新市の規模に見合った事務事業の見直しに努める。
- ⑦公共的団体などの一本化に努める。

専門部会・分科会一覧表

H14.11.15日現在

部会名	分科会名	事業数	事務局 担当市町
総務	1 事務管理	21	串木野市
	2 人事厚生	62	
	3 文書法制・選挙・庁舎管理	46	
	4 消防防災	137	
	5 税務	113	
	計	379	
企画財政	1 企画・男女共同参画	73	川内市
	2 土地開発	29	
	3 国際交流	22	
	4 広報	9	
	5 自治振興	17	
	6 財政	40	
	7 会計	30	
	8 管財	27	
	9 契約	6	
計	253		
産業経済	1 農林畜産	226	東郷町
	2 農業委員会	9	
	3 農業土木	68	
	4 水産	31	
	5 商工業・運輸	47	
	6 企業誘致・港振興	19	
	7 観光イベント	21	
	8 宿泊施設	36	
計	457		
住民健康福祉	1 住民	46	串木野市
	2 健康管理	109	
	3 福祉	223	
	4 国保介護	66	
	5 環境	88	
計	532		
建設	1 土木	61	川内市
	2 用地	3	
	3 都市計画	57	
	4 建築住宅	27	
	5 区画整理	48	
計	196		
上下水道	1 水道・温泉管理	108	串木野市
	2 水道工務	39	
	3 下水道管理	33	
	4 下水道工務	8	
計	188		
教育	1 教育総務・給食	36	入来町
	2 学校教育	82	
	3 社会教育	95	
	4 文化振興	11	
	5 スポーツ振興	18	
	6 教育振興施設	20	
計	262		
電算情報	1 電算情報	21	川内市
議会・監査	1 議会事務局	39	樋脇町
	2 監査	9	
	計	48	
9 部会	45分科会	2,336	5市町

事務事業のすり合わせの基本的区分



川西薩地区任意合併協議会のメンバーです

《協議会委員》

区分	職名	氏名
川内市	市長	森 卓 朗
	助役	岩 切 秀 雄
	議長	原 口 博 文
	議会市町村合併対策特別委員会委員長	今別府 哲 矢
串木野市	市長	富 永 茂 穂
	助役	上酔尾 巧
	議長	福 田 清 宏
	副議長	下迫田 良 信
樋脇町	町長	黒 瀬 一 郎
	助役	宮 脇 秀 隆
	議長	野久尾 正 徳
	副議長	帯 田 博 美
入来町	町長	福 元 忠 一
	助役	石 塚 政 輝
	議長	山 本 佐 敏
	副議長	上 野 一 誠
東郷町	町長	森 園 正 堂
	助役	寺 師 勉
	議長	渡 辺 一 徹
	副議長	北 迫 茂
祁答院町	町長	今 村 松 男
	助役	平 田 陽 一
	議長	瀬 尾 和 敬
	副議長	肥 後 耕 作
里村	村長	塩 田 至
	助役	鷲 山 和 平
	議長	岸 悍
	副議長	平 嶺 道 夫
上甌村	村長	藏 元 欽一郎
	助役	長 濱 秀 徳
	議長	村 尾 幸 生
	副議長	大 良 影 夫
下甌村	村長職務代理者	春 田 正 親
	助役	春 田 正 親
	議長	江 口 是 彦
	副議長	町 弘 道
鹿島村	村長	尾 崎 嗣 徳
	助役	中 野 捷
	議長	塩 釜 三 郎
	副議長	橋 野 利 邦

《顧問》

鹿児島県	総務部地方課長	高 山 大 作
	総務部地方課市町村合併推進室長	西中須 浩 一
	川内総務事務所長	馬 場 英 俊

《幹事会幹事》

11月18日現在

区分	所属市町村名等	氏名
助 役	川内市	岩 切 秀 雄
	串木野市	上酔尾 巧
	樋脇町	宮 脇 秀 隆
	入来町	石 塚 政 輝
	東郷町	寺 師 勉
	祁答院町	平 田 陽 一
	里 村	鷲 山 和 平
	上甌村	長 濱 秀 徳
	下甌村	春 田 正 親
	鹿島村	中 野 捷
専 門 部 会 長	総務部会長	串木野市総務企画部長 富 吉 光 義
	企画財政部会長	川内市企画経済部長 平 敏 孝
	産業経済部会長	東郷町経済課長 徳 田 恭 二
	住民健康福祉部会長	串木野市市民福祉部長 山 下 二直男
	建設部会長	川内市建設部長 新 武 博 造
	上下水道部会長	串木野市建設部長 田 中 勇 造
	教育部会長	入来町教委総務課長 本 田 憲 證
	電算情報部会長	川内市企画経済部情報推進課長 村 尾 光 政
	議会・監査部会長	樋脇町議会事務局長 岩 下 満 志
	合併担当部課長	川内市企画経済部長 平 敏 孝
	川内市企画課長 上 赤 勉	
	串木野市総務企画部長 富 吉 光 義	
	串木野市企画財政課長 福 永 勝 文	
	樋脇町総務課長 福 留 久 根 雄	
	入来町総務課長 水 流 信 雄	
	東郷町総務課長 手 島 博 文	
	祁答院町総務課長 鬼 塚 秀 範	
	里村総務課長 平 嶺 休 丸	
	上甌村企画課長 森 尾 康 彦	
	下甌村総務課長 西 手 正 孝	
	鹿島村総務課長 梶 原 五 郎	

《幹事会オブザーバー》

鹿児島県	総務部地方課市町村合併推進室主幹	中 野 志 郎
	川内総務事務所次長	上 園 辰 郎

《事務局》

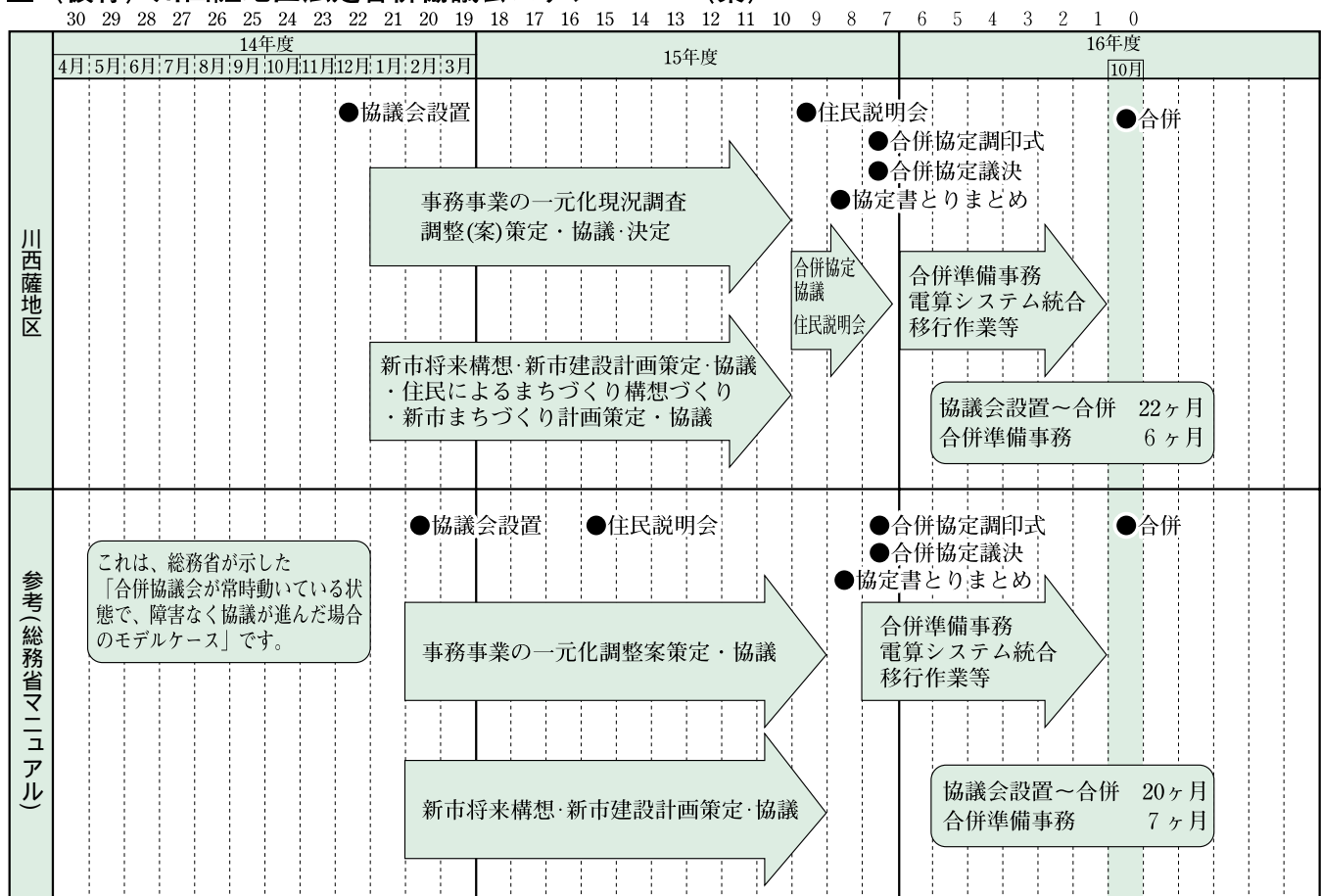
職名	氏名	所属市町村名
事務局長	田 中 良 二	川内市
事務局次長	南 竹 一 敏	串木野市
事務局次長	川 野 眞 司	川内市
総務広報班長	森 園 一 春	入来町
総務広報班員	村 岡 斎 哲	里村
総務広報班員	井手上 和 洋	祁答院町
総務広報班員	橋 口 堅	川内市
調整第1班長	棚 町 健 治	串木野市
調整第1班員	平 利 朗	樋脇町
調整第1班員	上須田 敏 秋	鹿島村
調整第2班長	奥 平 幸 己	東郷町
調整第2班員	大 毛 昭 徳	下甌村
調整第2班員	田 代 健 一	川内市
計画班長	古 川 英 利	川内市
計画班員	江 口 洋	上甌村
計画班員	久 徳 和 久	串木野市

事務の進捗状況

10月7日に任意合併協議会が設立されてからのこれまでの事務の進捗状況は、次のとおりです。

項目	進捗状況
協議会だより	10月7日に開催された設立総会及び第1回協議会の内容を協議会だより創刊号として発行。10月31日に各市町村へ発送。
ホームページ	11月7日公開。随時更新。 ホームページアドレス http://www.senseisatu-gappei.kagosima.jp/
議事録作成	設立総会及び第1回協議会、第2回協議会の議事録を作成。各市町村へ2部発送。
事務事業一元化関係 (調整第1班・第2班)	<ol style="list-style-type: none"> 10月8日 事務事業一元化業務委託を着手。 10月11日～18日 各市町村事務事業一覧表の入力作業。 事務事業一覧表(1,973件)により、9専門部会及び45分科会を確定。 10月28日 電算・情報システム現況調査業務委託を着手。 11月7日～ 各市町村及び一部事務組合、事務事業現況調査(個表)の入力作業。
新市まちづくり計画 策定準備 (計画班)	<ol style="list-style-type: none"> 調査研究プロジェクトチームによる、政策研究等の作業を実施。 <ol style="list-style-type: none"> ①新市まちづくり事業チーム 10月11日以降5回の会議を開催。 ②財政計画チーム 10月15日以降4回の会議を開催。 ③コミュニティ政策チーム 10月16日以降5回の会議を開催。 ④組織機構チーム 10月31日以降4回の会議を開催。 新市将来構想アンケート調査の実施。(まちづくり調査・コミュニティ調査) 新市まちづくりの提言募集(一般住民・関係市町村職員を対象)

■ (仮称) 川西薩地区法定合併協議会スケジュール (案)



*本協議会では、住民参加によるまちづくり計画の策定や行政サービス等に関する十分な協議が進められるように協議期間等スケジュールを設定してあります。

お知らせ

●合併講演会のご案内

川西薩地区任意合併協議会では、住民の皆様様に市町村合併についての現状や課題を確認し、市町村合併のあり方について認識を深めてもらうため、講演会を開催します。会場は串木野市の「シーサイドガーデン」のさ」で、十二月十五日(日)午後一時開場、一時半開演です。

兵庫県内の四町(篠山町・西紀町・丹南町・今田町)が平成十一年四月一日に合併して誕生した篠山市のまちづくり推進課長、森本繁氏を講師に迎え、「篠山市の合併とまちづくり」のテーマで話しをしてまいります。

●協議会は傍聴できます

任意合併協議会の会議は住民の方も傍聴できます。一般傍聴人の定員は三十名。会場の都合で定員の数が増減されることもあります。

傍聴を希望される方は、所定の傍聴届に住所及び氏名を記入し、協議会の事務局に提出し、傍聴証の交付を受けてください。傍聴証は会議開催予定時刻の十五分前から先着順に交付。傍聴希望者が定員を超える場合はくじ引きで選ぶことになります。

●今後の協議会開催予定

今後の任意・法定合併協議会の会議の開催予定は次の通りです。

- ・任意合併協議会第四回会議
十二月二十五日(水)午後一時半から、川内市の太陽パレス。同日は法定協議会が発足し、その第一回会議も開催される予定です。
- ・法定協議会の第二回会議
来年一月十四日(火)午後一時半から、串木野市のシーサイドガーデンのさ」。

●新しい市のまちづくりについて「ご提言ください」

川西薩地区任意合併協議会では、その協議を進めている新市が、人口(約十三万人)や産業の面で統計上県内第二のスケールとなることから、今後、多彩な地域個性を活かしながら、名実共に南九州の拠点都市となるような「まちづくり」についての具体的な検討を進めてまいります。

い、「伸ばしたい」、「くふうしたい」ものは? (政策、住民の取り組み、自然、祭り等々)

テーマ② 「魅力あるまち」「活力のあるまち」「幸せを実感できるまち」にしていきたいためには、何が大切で、何をしたらよいと思いますか?

テーマ③ 新市のまちづくりの望ましい姿、イメージ、キャッチフレーズはどのようなものがありますか?

テーマ④ その他、期待するまちづくりについての政策等自由なご提言(こんなまちになってほしい、こうあってほしい、子どもたちのためにこんなことをしてほしいなど)

■応募方法

- (1) 募集期間 十一月二十九日～十二月二十日(第一回締め切り:法定協議会設置後も募集します。)
- (2) 提出方法

- ① ホームページ・電子メール・ファクシミリ・郵送(原稿A4サイズ)のいずれかで、「ご提言と住所・氏名(ふりがな)・年齢・性別・連絡先を明記してお送りください。
- ② 電話による提言提出、匿名での提言は、ご遠慮ください。

- ③ その他 応募内容等詳しいことは、事務局にお問い合わせ下さい。
- 川西薩地区任意合併協議会 事務局計画班
〒895-1508 川内市神田町3番22号
TEL 099-6123-1511
(川内市役所内) FAX 099-6122-6295
(内線598)

E-mail: ssg @sendai-net.jp

●ホームページを開設しました

川西薩地区の市町村合併に関する情報を住民の皆さんに提供し、市町村合併に



ついでに判断材料としていただくため、インターネット上にホームページを十一月七日から開設しました。

「市町村合併とは?」「合併の手続き」「効果と課題とは?」といった市町村合併に関する基本的なこと、合併Q&A、川西薩地区任意合併協議会の開催状況や議事録、今後のスケジュールなどを掲載しているほか、皆さんのご意見やお問い合わせにも利用できるようになっていきます。ぜひアクセスしてみてください。

ホームページのアドレスは次の通りです。

<http://www.senseisatu-gappei.kagosima.jp/>

新しい市が誕生したとき「自慢したい」、「残した